

福島県景観計画の一部変更（案）の概要

1 変更の理由

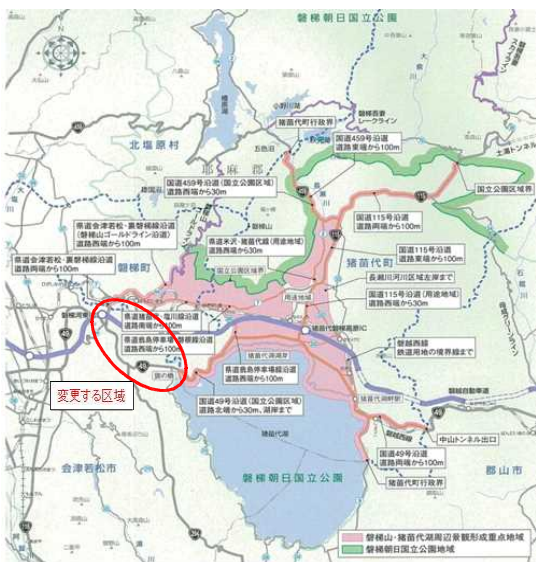
福島県は、会津若松市が平成 21 年に景観行政団体へ移行する際、磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域の一部（旧河東町エリア）を市の体制が整うまでの間、県が景観行政を担うこととの要請を受け、福島県景観計画区域として継続して届出審査等を行ってきた。

このたび、会津若松市が市独自の屋外広告物条例を制定することにより、県の景観行政と同様の規制が可能となり、体制が整うことから会津若松市に引き継ぐ。

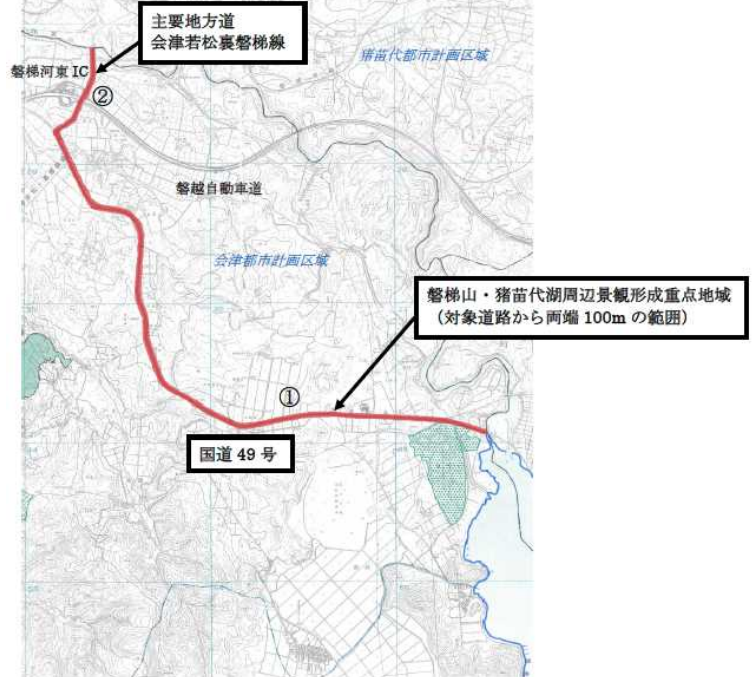
これにより、このエリアで一定規模以上の建築物や工作物の新築、土石の採取、物品の堆積等の行為を行う際の届出先が、福島県会津地方振興局県民環境部から会津若松市都市計画課に変更となり、今後は景観法、会津若松市景観条例、及び会津若松市景観計画に基づき、より地域の実情に応じた良好な景観の形成が推進される。

2 変更する区域

- ① 国道 49 号のうち、会津若松市域界から県道会津若松裏磐梯線との接点までの沿道（道路両端から 100 m の範囲）※会津都市計画区域、市街化調整区域内
- ② 県道会津若松裏磐梯線のうち、会津若松市域界から国道 49 号の接点までの沿道（道路両端から 100 m の範囲）※会津都市計画区域、市街化調整区域内



磐梯山・猪苗代湖周辺地域景観形成重点地域



【規制の状況】

変更前（現在）

	市条例	県条例
景観の届出	×	○
屋外広告物許可	×	○
※（改正）会津若松市景観条例は、平成 29 年 4 月 1 日施行		

⇒

変更後（H30.4.1～（予定））

	市条例	県条例
景観の届出	○	×
屋外広告物許可	○	×
※ 会津若松市屋外広告物条例は、平成 29 年 12 月議会において議決平成 30 年 4 月 1 日施行予定		